

280-1662
令和5年2月3日

宮崎県建設産業団体連合会会長 殿

宮崎県県土整備部長
(公 印 省 略)

工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領の一部改正
について（通知）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から公共事業の推進につきまして、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、下記のとおり標記要領を改正しましたので、お知らせします。

記

1 改正の概要

- (1) 現場代理人の兼務を認めることができる条件（兼務する工事の両方が稼働している場合）の変更
 - ア 当初請負金額の条件を、3,000万円未満から4,000万円未満へ変更。
(第2条第2号ア)
 - イ 工事現場の相互の間隔を概ね10km以内の範囲から概ね1時間以内に移動できる範囲へ変更。(第2条第2号オ)

(2) 条文の修正（第3条第5号）

※ 詳細は別添新旧対照表のとおり。

2 施行期日

令和5年2月3日

3 その他

改正後の要領については、宮崎県庁ホームページ（県土整備部管理課ページ）からダウンロードできます。

(文書取扱 管理課)

担当	企画調整担当 福島
電話	0985-26-7684

